

経営者保証制度の変革と企業再生税制

実務研究

日本税務会計学会
平成27年6月 月次研究会



田中宏志[麹町]

はじめに

「保証人となれば破滅は近くにあり」古代ギリシャの哲学者ダレスの言葉である。現代においても中小企業の経営者による個人保証は融資慣行として定着し、その約9割に及ぶ。そして個人保証による弊害として、中小企業の創業・成長・発展や円滑な事業承継を阻害しているなどが指摘されている。こうした弊害に對処するための処方せんとして、平成25年12月日本商工会議所と全銀協により「経営者保証に関するガイドライン」が策定された。

本稿では、ガイドラインの概要と保証人である経営者が法人の保証債務を履行した場合の保証債務特例(所法64(2))適用時の留意点、保証債務と相続税における債務控除との関係について述べてみたい。また一方で主たる債務者である法人の企業再生税制の最近の税制改正について、その概要を整理してみることとする。

1. 経営者保証に関するガイドラインの策定

(1) 経営者保証に依存しない融資の増進(入口論)
ガイドラインは、平成26年2月1日よりその適用が開始されており、国内約385万社の中小企業を対象としている。会社の借入金を経営者本人が肩代わりしている。例えば、以下の要件が整えば、経営者保証の「経営者保証制度」の根本的な見直しがその柱となつている。たゞ、主たる債務者が整えば、経営者保証

を提供しないで資金調達をすることを可能とした。(1)会社・個人間の経理・資産の明確な分離②会社の財務基盤の向上③適切な情報開示(経営の透明性)が求められている。また開示情報の信頼性の向上を確保する観点から外部専門家である税理士等による資産・負債状況、事業計画の見直しについての検証が必要とされ

(2) 保証債務の特例適用時の留意点

法人の経営が行き詰まつたため、法人の代表者がそのための債務に係る保証債務を履行するため個人保有資産を譲渡した場合の所得について、求償権の行使が不能となった場合には、その譲渡による所得はなかつたものとみなされる(所法64(2))。本特例の適用際の求償権の行使の能否の判断において、実態として法人が以下のように該当する場合には、必ずしも法人が解散していくことなくその適用があることに留意する。

(3) 保証債務と債務控除(相法13)との関係

保証債務については、原則として債務控除の対象にはならない。ただし、主たる債務者を履行しなければ

いる。企業が金融機関からの融資を受けるにあたり、財務担当者はもとより顧問税理士もこのガイドラインの内容を熟知しておきたい。

(2) 保証債務履行時の対応(出口論)

ガイドラインによれば、業績の悪化した中小企業の経営者が早期の事業再生等を決断すれば、保証人の保有資産のうち生活費として一定程度の現金や「華美でない自宅」を残すことを認めている。例えば、中小企業再生支援協議会による再生支援スキームを利用して

保証債務の整理に係る課税関係の整理より)。

本稿では、ガイドラインの概要と保証人である経営者が法人の保証債務を履行した場合の保証債務特例(所法64(2))適用時の留意点、保証債務と相続税における債務控除との関係について述べてみたい。また一方で主たる債務者である法人の企業再生税制の最近の税制改正について、その概要を整理してみることとする。

法人が再生計画を進めるうえで、金融機関からの債務免除を受けた場合の債務免除に対する課税の軽減措置として、法人税法では「企業再生税制」として以下の措置が講じられている。

(1) 資産の評価損の損金算入制度
(2) 期限切れ欠損金の優先的損金算入制度
(3) 経営者の私財提供による特例

再生企業の保証人となる経営者が自ら経営する企業の再建のために私財を提供した場合、合理的な債務額の減少等があった場合でもこの判定に影響しない。

これらの制度について、

①個人保証の制限(第三

②主たる債務者の保証債

策定された再生計画に全金

たる債務者に求償して返還

を受ける見込みがない場合

には、主たる債務者が弁済

業務として相続税の計算上債務控除できる。また相続人である個人の保証債務の免除を行った場合

には、金融機関における寄付金課税(法人税法37条)

並びに保証債務者(ガイド

ライン)で示されている一定の財産が残っている場合も含む)における債務免除益

それも生じないこととされ

ている(「経営者保証に準

ずるガイドライン」に基づくガイドラインの整理より)。

本稿では、ガイドラインの概要と保証人である経営者が法人の保証債務を履行した場合の保証債務特例(所法64(2))適用時の留意点、保証債務と相続税における債務控除との関係について述べてみたい。また一方で主たる債務者である法人の企業再生税制の最近の税制改正について、その概要を整理してみることとする。

法人が再生計画を進めるうえで、金融機関からの債務免除を受けた場合の債務免除に対する課税の軽減措置として、法人税法では「企業再生税制」として以下の措置が講じられている。

(1) 資産の評価損の損金算入制度
(2) 期限切れ欠損金の優先的損金算入制度
(3) 経営者の私財提供による特例

再生企業の保証人となる経営者が自ら経営する企業の再建のために私財を提供した場合、合理的な債務額の減少等があった場合でもこの判定に影響しない。

これらの制度について、

①個人保証の制限(第三

②主たる債務者の保証債

たる債務者が弁済不能の状態にあれば、被相続人の債務として相続税の計算上債務控除できる。また相続人である個人の保証債務の免除を行った場合

には、「個人版事業再生税制」が創設された。

また、平成26年度改正により、以下の内容を盛り込

んだ「個人版事業再生税制」が創設された。

これらは、金融機関における寄付金課税(法人税法37条)

並びに保証債務者(ガイド

ライン)で示されている一定の財産が残っている場合も含む)における債務免除益

それも生じうこととされ

ている(「経営者保証に準

ずるガイドライン」に基づくガイドラインの整理より)。

本稿では、ガイドラインの概要と保証人である経営者が法人の保証債務を履行した場合の保証債務特例(所法64(2))適用時の留意点、保証債務と相続税における債務控除との関係について述べてみたい。また一方で主たる債務者である法人の企業再生税制の最近の税制改正について、その概要を整理してみることとする。

法人が再生計画を進めるうえで、金融機関からの債務免除を受けた場合の債務免除に対する課税の軽減措置として、法人税法では「企業再生税制」として以下の措置が講じられている。

(1) 資産の評価損の損金算入制度
(2) 期限切れ欠損金の優先的損金算入制度
(3) 経営者の私財提供による特例

再生企業の保証人となる経営者が自ら経営する企業の再建のために私財を提供した場合、合理的な債務額の減少等があった場合でもこの判定に影響しない。

これらの制度について、

①個人保証の制限(第三

②主たる債務者の保証債

たる債務者が弁済不能の状態にあれば、被相続人の債務として相続税の計算上債務控除できる。また相続人である個人の保証債務の免除を行った場合

には、「個人版事業再生税制」が創設された。

また、平成26年度改正により、以下の内容を盛り込

んだ「個人版事業再生税制」が創設された。

これらは、金融機関における寄付金課税(法人税法37条)

並びに保証債務者(ガイド

ライン)で示されている一定の財産が残っている場合も含む)における債務免除益

それも生じうこととされ

ている(「経営者保証に準

ずるガイドライン」に基づくガイドラインの整理より)。

本稿では、ガイドラインの概要と保証人である経営者が法人の保証債務を履行した場合の保証債務特例(所法64(2))適用時の留意点、保証債務と相続税における債務控除との関係について述べてみたい。また一方で主たる債務者である法人の企業再生税制の最近の税制改正について、その概要を整理してみることとする。

法人が再生計画を進めるうえで、金融機関からの債務免除を受けた場合の債務免除に対する課税の軽減措置として、法人税法では「企業再生税制」として以下の措置が講じられている。

(1) 資産の評価損の損金算入制度
(2) 期限切れ欠損金の優先的損金算入制度
(3) 経営者の私財提供による特例

再生企業の保証人となる経営者が自ら経営する企業の再建のために私財を提供した場合、合理的な債務額の減少等があった場合でもこの判定に影響しない。

これらの制度について、

①個人保証の制限(第三

②主たる債務者の保証債

たる債務者が弁済不能の状態にあれば、被相続人の債務として相続税の計算上債務控除できる。また相続人である個人の保証債務の免除を行った場合

には、「個人版事業再生税制」が創設された。

また、平成26年度改正により、以下の内容を盛り込

んだ「個人版事業再生税制」が創設された。

これらは、金融機関における寄付金課税(法人税法37条)

並びに保証債務者(ガイド

ライン)で示されている一定の財産が残っている場合も含む)における債務免除益

それも生じることとされ

ている(「経営者保証に準

ずるガイドライン」に基づくガイドラインの整理より)。

本稿では、ガイドラインの概要と保証人である経営者が法人の保証債務を履行した場合の保証債務特例(所法64(2))適用時の留意点、保証債務と相続税における債務控除との関係について述べてみたい。また一方で主たる債務者である法人の企業再生税制の最近の税制改正について、その概要を整理してみることとする。

法人が再生計画を進めるうえで、金融機関からの債務免除を受けた場合の債務免除に対する課税の軽減措置として、法人税法では「企業再生税制」として以下の措置が講じられている。

(1) 資産の評価損の損金算入制度
(2) 期限切れ欠損金の優先的損金算入制度
(3) 経営者の私財提供による特例

再生企業の保証人となる経営者が自ら経営する企業の再建のために私財を提供した場合、合理的な債務額の減少等があった場合でもこの判定に影響しない。

これらの制度について、

①個人保証の制限(第三

②主たる債務者の保証債

たる債務者が弁済不能の状態にあれば、被相続人の債務として相続税の計算上債務控除できる。また相続人である個人の保証債務の免除を行った場合

には、「個人版事業再生税制」が創設された。

また、平成26年度改正により、以下の内容を盛り込

んだ「個人版事業再生税制」が創設された。

これらは、金融機関における寄付金課税(法人税法37条)

並びに保証債務者(ガイド

ライン)で示されている一定の財産が残っている場合も含む)における債務免除益

それも生じることとされ

ている(「経営者保証に準

ずるガイドライン」に基づくガイドラインの整理より)。

本稿では、ガイドラインの概要と保証人である経営者が法人の保証債務を履行した場合の保証債務特例(所法64(2))適用時の留意点、保証債務と相続税における債務控除との関係について述べてみたい。また一方で主たる債務者である法人の企業再生税制の最近の税制改正について、その概要を整理してみることとする。

法人が再生計画を進めるうえで、金融機関からの債務免除を受けた場合の債務免除に対する課税の軽減措置として、法人税法では「企業再生税制」として以下の措置が講じられている。

(1) 資産の評価損の損金算入制度
(2) 期限切れ欠損金の優先的損金算入制度
(3) 経営者の私財提供による特例

再生企業の保証人となる経営者が自ら経営する企業の再建のために私財を提供した場合、合理的な債務額の減少等があった場合でもこの判定に影響しない。

これらの制度について、

①個人保証の制限(第三

②主たる債務者の保証債

たる債務者が弁済不能の状態にあれば、被相続人の債務として相続税の計算上債務控除できる。また相続人である個人の保証債務の免除を行った場合

には、「個人版事業再生税制」が創設された。

また、平成26年度改正により、以下の内容を盛り込

んだ「個人版事業再生税制」が創設された。

これらは、金融機関における寄付金課税(法人税法37条)</